相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中区上前津二丁目二番、最後の住所名古屋市中区上前津二丁目二番二一号パレス上前津八Ａ号

被相続人　亡　市川　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十三日

愛知県名古屋市中区錦三丁目七番九号太陽生命名古屋第二ビル弁護士法人錦総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡田　香世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市中小阪三丁目八二五番地、最後の住所大阪府東大阪市中小阪三丁目一〇番三〇号

被相続人　亡　岡本　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十三日

大阪市北区西天満四丁目二番二号ＯＤＩ法律ビル三〇一号

相続財産管理人　弁護士　小林　あや

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県田辺市江川三四〇番地、最後の住所和歌山県田辺市新庄町三七三番地の四

被相続人　亡　鳥渕　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十三日

和歌山県田辺市南新町二一二番地

相続財産管理人　弁護士　川上　高史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市三城通六丁目一〇番地、最後の住所広島県東広島市西条町寺家七四一番地

被相続人　亡　串山　**隆彦**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十三日

事務所広島県安芸郡熊野町萩原七丁目六番五号

相続財産管理人　司法書士　佛圓　悦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田市新屋元町六四番地、最後の住所広島市安佐北区白木町大字井原一二四四番地

被相続人　亡　佐藤　**初子**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十三日

事務所広島市中区上八丁堀三番一号

相続財産管理人　司法書士　池邉　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市香川町浅野二三四一番地一、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　三木　速夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十三日

香川県高松市楠上町一丁目二番一一号　松本タ〃法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松本　タ〃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高岡郡越知町越知甲一六七五番地、最後の住所高知県高岡郡越知町越知甲九四六番地

被相続人　亡　永野　匡俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十三日

事務所高知県須崎市西崎町三番一〇号

相続財産管理人　司法書士　川北　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市松山町一七〇番地一、最後の住所長崎県長崎市昭和二丁目一番二六号コーポアデリア一〇一号

被相続人　亡　野田　俊夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十三日

長崎県西彼杵郡時津町浦郷二七三番地二

相続財産管理人　弁護士　有馬　理

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理の為に無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。尚期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年九月二十三日

一　墳墓等所在地　福岡県糸島市志摩桜井三八一〇

一　墳墓等の名称　二見ヶ浦公園聖地

一　死亡者の本籍及び氏名　鳥取県米子市旗ヶ崎九丁目弐拾七番　山村勲

一　改葬を行おうとする者　福岡県糸島市志摩桜井三八一〇　公益財団法人二見ヶ浦公園聖地

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十八年九月六日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十三日

石川県金沢市入江三丁目一三四番地

石川県自動車販売店厚生年金基金

代表清算人　岡田　喜一

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十八年九月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十三日

兵庫県川西市久代一丁目二六番一〇号

株式会社〃ツワテック確定給付企業年金

清算人　福島　俊幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市松山町一七〇番地一、最後の住所長崎県長崎市昭和二丁目一番二六号コーポアデリア一〇一号

被相続人　亡　野田　俊夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十三日

長崎県西彼杵郡時津町浦郷二七三番地二

相続財産管理人　弁護士　有馬　理

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理の為に無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。尚期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年九月二十三日

一　墳墓等所在地　福岡県糸島市志摩桜井三八一〇

一　墳墓等の名称　二見ヶ浦公園聖地

一　死亡者の本籍及び氏名　鳥取県米子市旗ヶ崎九丁目弐拾七番　山村勲

一　改葬を行おうとする者　福岡県糸島市志摩桜井三八一〇　公益財団法人二見ヶ浦公園聖地

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十八年九月六日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十三日

石川県金沢市入江三丁目一三四番地

石川県自動車販売店厚生年金基金

代表清算人　岡田　喜一

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十八年九月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十三日

兵庫県川西市久代一丁目二六番一〇号

株式会社〃ツワテック確定給付企業年金

清算人　福島　俊幸

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成28年９月23日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①東京電力株式会社　②東京都知事(4)78105　③代表執行役　廣瀬直己　④東京都千代田区内幸町１－１－３　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区内幸町１－１－３　東京電力ホールディングス株式会社　代表執行役　廣瀬直己

①北信州みゆき農業協同組合　②長野県知事(4)4488号　③代表理事組合長　櫻沢和美　④長野県飯山市大字飯山3567　⑤1000万円　⑥長野県知事　⑦長野県飯山市大字飯山3567　北信州みゆき農業協同組合　代表理事組合長　櫻沢和美